

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第3号

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する
条例

目次

- 第1章 総務部関係（第1条—第3条）
- 第2章 企画推進部関係（第4条—第6条）
- 第3章 福祉部関係（第7条—第11条）
- 第4章 経済観光部関係（第12条—第17条）
- 第5章 農林水産部関係（第18条—第27条）
- 第6章 都市整備部関係（第28条—第33条）
- 第7章 環境下水道部関係（第34条—第37条）
- 第8章 教育委員会関係（第38条—第52条）
- 第9章 水道局関係（第53条・第54条）

附則

第1章 総務部関係

（鳥取市行政財産使用料条例の一部改正）

第1条 鳥取市行政財産使用料条例（昭和51年鳥取市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「100分の108」を「100分の110」に改める。

（鳥取市人権交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取市人権交流プラザの設置及び管理に関する条例（昭和52年鳥取市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,320円」を「1,350円」に、「2,000円」を「2,040円」に、「490円」を「500円」に、「730円」を「740円」に、「350円」を「360円」に、「550円」を「560円」に、「570円」を「580円」に、「820円」を「830円」に改める。

（鳥取市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 鳥取市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「2,100円」を「2,200円」に、「2,500円」を「2,600円」に、「3,400円」を「3,500円」に、「450円」を「4

60円」に、

2,600 円	1時間に つき 240円	1時間に つき 350円
------------	--------------------	--------------------

を

2,700 円

」

1時間に つき 250円	1時間に つき 360円
--------------------	--------------------

に、「2,000円」を「2,100円」に、「3,3

00円」を「3,400円」に、「210円」を「220円」に改め、同表調理室の
項中「2,700円」を「2,800円」に、「5,300円」を「5,400円」
に、「7,200円」を「7,300円」に、「650円」を「670円」に、「92

0円」を「940円」に改める。

第2章 企画推進部関係

(鳥取市民会館条例の一部改正)

第4条 鳥取市民会館条例(昭和42年鳥取市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「6,480円」を「6,600円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「17,280円」を「17,600円」に、「19,440円」を「19,800円」に、「30,240円」を「30,800円」に、「36,720円」を「37,400円」に、「7,560」を「7,700」に、「15,120」を「15,400」に、「20,520」を「20,900」に、「22,680」を「23,100」に、「35,640」を「36,300」に、「43,200」を「44,000」に、「9,720」を「9,900」に、「17,280」を「17,600」に、「21,600」を「22,000」に、「27,000」を「27,500」に、「38,880」を「39,600」に、「48,600」を「49,500」に、「11,880」を「12,100」に、「25,920」を「26,400」に、「32,400」を「33,000」に、「46,440」を「47,300」に、「58,320」を「59,400」に、「34,560」を「35,200」に、「42,120」を「42,900」に、「61,560」を「62,700」に、「75,600」を「77,000」に、「16,200」を「16,500」に、「90,720」を「92,400」に改める。

別表第2中「2,160円」を「2,200円」に、「2,800円」を「2,860円」に、「3,670円」を「3,740円」に、「4,960円」を「5,060円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「720円」を「730円」に、「920円」を「940円」に、「430」を「440」に、「640」を「660」に、「860」を「880」に、「1,080」を「1,100」に、「1,510」を「1,540」に、「1,940」を「1,

「980」に、「210」を「220」に、「540」を「550」に、「700」を「710」に、「910」を「930」に、「1,240」を「1,260」に、「1,620」を「1,650」に、「2,160」を「2,200」に、「230」を「240」に、「370」を「380」に、「480」を「490」に、「320」を「330」に、「750」を「770」に、「970」を「990」に、「1,290」を「1,320」に、「2,700」を「2,750」に改める。

(鳥取世界おもちゃ館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取世界おもちゃ館の設置及び管理に関する条例(平成7年鳥取市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「250円」を「260円」に改める。

(城下町とっとり交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 城下町とっとり交流館の設置及び管理に関する条例(平成17年鳥取市条例第54号)の一部を次のように改正する。

別表中「570円」を「580円」に、「790円」を「810円」に改める。

第3章 福祉部関係

(鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成2年鳥取市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「430円」を「440円」に、「670円」を「680円」に、「560円」を「570円」に、「860円」を「880円」に改める。

(鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第89号)の一部を次のように改正する。

別表中「310円」を「320円」に、「3,100円」を「3,200円」に、「560円」を「570円」に、「5,600円」を「5,700円」に、「360円」を「370円」に、「3,600円」を「3,700円」に改める。

(鳥取市湯谷荘の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 鳥取市湯谷荘の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第90号)の一部を次のように改正する。

別表中「460円」を「470円」に、「4,600円」を「4,700円」に、「360円」を「370円」に、「3,600円」を「3,700円」に改める。

(鳥取市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 鳥取市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成13年鳥取市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「690円」を「710円」に、「1,040円」を「1,060円」に、「610円」を「620円」に、「930円」を「950円」に、「910円」を「930円」に、「1,360円」を「1,390円」に改める。

別表第2中「260円」を「270円」に改める。

(鳥取市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 鳥取市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第83号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第1中「9,360円」を「9,530円」に、「86.4パーセント」を「88.0パーセント」に、「5,240円」を「5,340円」に、「10,380円」を「10,580円」に改める。

別表第3中「2,160円」を「2,200円」に、「3,180円」を「3,240円」に、「3,080円」を「3,140円」に、「5,140円」を「5,230円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「4,420円」を「4,500円」に改める。

第4章 経済観光部関係

(鳥取市公設地方卸売市場条例の一部改正)

第12条 鳥取市公設地方卸売市場条例(昭和57年鳥取市条例第7号)の一部を次

のように改正する。

第42条中「、買い受けた額に100分の108」を「買い受けた額に100分の110（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品にあつては、100分の108）」に、「その他の場合にあつては、」を「、その他の場合にあつては」に改める。

別表中「648円」を「660円」に、「324円」を「330円」に、「43円」を「44円」に、「540円」を「550円」に改める。

（鳥取市あおや和紙工場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第13条 鳥取市あおや和紙工場の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第205号）の一部を次のように改正する。

別表第3項の表中「30,000円」を「31,000円」に改める。

（鳥取市佐治町たんぼり荘の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第14条 鳥取市佐治町たんぼり荘の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表中「3,780円」を「3,850円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

（鳥取市気高町遊魚センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第15条 鳥取市気高町遊魚センターの設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「378円」を「385円」に、「270円」を「275円」に、「486円」を「495円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「216円」を「220円」に、「108円」を「110円」に、「324円」を「330円」に、「756円」を「770円」に、「54円」を「55円」に、「540円」を「550円」に改める。

別表第2項の表中「3,240円」を「3,300円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「1,350円」を「1,375円」に改める。

別表第3項の表中「1,080円」を「1,100円」に、「1,404円」を「1,430円」に、「216円」を「220円」に、「1,296円」を「1,320円」に、「1,728円」を「1,760円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

(鳥取市立温泉館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 鳥取市立温泉館の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第204号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号の表中「430円」を「440円」に、「210円」を「220円」に、「3,240円」を「3,300円」に改める。

別表第1第1項第2号の表中「4,320円」を「4,400円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

別表第1第1項第3号の表中「17,280円」を「17,600円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「970円」を「990円」に、「1,440円」を「1,460円」に、「720円」を「730円」に改める。

別表第1第2項の表中「430円」を「440円」に、「210円」を「220円」に改める。

(鳥取市国民宿舎山紫苑の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 鳥取市国民宿舎山紫苑の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第206号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「4,230円」を「4,310円」に、「5,260円」を「5,360円」に、「3,670円」を「3,740円」に、「4,700円」を「4,780円」に改める。

別表第1項第2号の表中「864円」を「880円」に、「1,512円」を「1,

540円」に、「432円」を「440円」に、「756円」を「770円」に、「648円」を「660円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「324円」を「330円」に、「540円」を「550円」に改める。

別表第3項第1号の表中「7,560円」を「7,700円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「8,640円」を「8,800円」に改める。

別表第3項第2号の表中「1,080円」を「1,100円」に、「324円」を「330円」に改める。

別表第3項第3号の表中「324円」を「330円」に、「216円」を「220円」に、「162円」を「165円」に、「108円」を「110円」に改める。

別表第4項の表中「540円」を「550円」に、「432円」を「440円」に、「378円」を「385円」に、「162円」を「165円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「6,480円」を「6,600円」に改める。

別表第5項の表中「1,080円」を「1,100円」に、「162円」を「165円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「43円」を「44円」に改める。

別表第7項の表中「510円」を「520円」に、「250円」を「260円」に改める。

第5章 農林水産部関係

(鳥取市就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 鳥取市就業改善センターの設置及び管理に関する条例(昭和53年鳥取市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「5,400円」を「5,500円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「750円」を「770円」に改める。

(鳥取市農産物加工等施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第19条 鳥取市農産物加工等施設の設置及び管理に関する条例(平成3年鳥取市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第2中「2,570円」を「2,610円」に、「510円」を「520円」に改める。

別表第3中「800円」を「810円」に、「230円」を「240円」に、「300円」を「310円」に、「250円」を「260円」に改める。

別表第5中「230円」を「240円」に、「300円」を「310円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「250円」を「260円」に改める。

別表第6中「2,570円」を「2,610円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「1,330円」を「1,360円」に、「970円」を「990円」に、「300円」を「310円」に、「510円」を「520円」に、「1,020円」を「1,040円」に改める。

別表第7中「300円」を「310円」に、「510円」を「520円」に改める。

別表第8中「510円」を「520円」に改める。

別表第9中「3,080円」を「3,140円」に、「250円」を「260円」に、「1,230円」を「1,250円」に改める。

別表第10中「3,080円」を「3,140円」に、「250円」を「260円」に、「1,130円」を「1,150円」に改める。

別表第11中「2,160円」を「2,200円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「260円」を「270円」に、「300円」を「310円」に改める。

別表第12中「2,090円」を「2,130円」に、「1,570円」を「1,600円」に、「310円」を「320円」に改める。

(鳥取市神戸ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第20条 鳥取市神戸ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例(平成10年鳥

取市条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「486円」を「495円」に改める。

別表第2中「54円」を「55円」に、「108円」を「110円」に、「76円」を「78円」に、「184円」を「188円」に、「33円」を「34円」に、「44円」を「45円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「540円」を「550円」に、「972円」を「990円」に改める。

(鳥取市青谷町いかり原牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第21条 鳥取市青谷町いかり原牧場の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第124号)の一部を次のように改正する。

別表中「360円」を「370円」に改める。

(鳥取市鹿野そば道場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第22条 鳥取市鹿野そば道場の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第209号)の一部を次のように改正する。

別表中「3,240円」を「3,300円」に改める。

(鳥取市かちべ伝承館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第23条 鳥取市かちべ伝承館の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第212号)の一部を次のように改正する。

別表第2項の表中「1,540円」を「1,570円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「240円」を「250円」に、「300円」を「310円」に、「820円」を「830円」に改める。

(鳥取市安蔵森林公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第24条 鳥取市安蔵森林公園の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,700円」を「2,750円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「324円」を「330円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「216円」を「220円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「2,16

0円」を「2, 200円」に、「3, 240円」を「3, 300円」に、「4, 320円」を「4, 400円」に改める。

(鳥取市国府町林業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第25条 鳥取市国府町林業会館の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第116号)の一部を次のように改正する。

別表中「2, 700円」を「2, 750円」に、「3, 240円」を「3, 300円」に、「5, 400円」を「5, 500円」に、「1, 080円」を「1, 100円」に、「1, 620円」を「1, 650円」に、「2, 160円」を「2, 200円」に、「750円」を「770円」に改める。

(鳥取市三滝林間施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第26条 鳥取市三滝林間施設の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第118号)の一部を次のように改正する。

別表中「520円」を「530円」に、「2, 300円」を「2, 340円」に、「310円」を「320円」に、「9, 440円」を「9, 610円」に改める。

(鳥取市漁港管理条例の一部改正)

第27条 鳥取市漁港管理条例(平成16年鳥取市条例第125号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「594円」を「605円」に、「680円」を「693円」に、「1, 047円」を「1, 067円」に、「1, 404円」を「1, 430円」に、「60円」を「61円」に、「140円」を「143円」に、「367円」を「374円」に、「723円」を「737円」に、「2, 160円」を「2, 200円」に、「48円」を「49円」に改める。

別表第2第1項の表中「108円」を「110円」に、「151円」を「154円」に改める。

別表第2第2項の表中「205円」を「209円」に、「680円」を「693円」に、「1, 047円」を「1, 067円」に、「1, 404円」を「1, 430円」に、

「60円」を「61円」に、「140円」を「143円」に、「367円」を「374円」に、「723円」を「737円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「97円」を「99円」に改める。

第6章 都市整備部関係

(鳥取市都市公園条例の一部改正)

第28条 鳥取市都市公園条例(昭和40年鳥取市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第3、別表第4及び別表第5中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(鳥取市営駐車場条例の一部改正)

第29条 鳥取市営駐車場条例(昭和48年鳥取市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「2,100円」を「2,200円」に改める。

別表第4中「3,000円」を「3,100円」に改める。

(鳥取市営美保球場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第30条 鳥取市営美保球場の設置及び管理に関する条例(昭和57年鳥取市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2項中「5,400円」を「5,500円」に改める。

(鳥取市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正)

第31条 鳥取市準用河川流水占用料等徴収条例(平成16年鳥取市条例第192号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「1.08」を「1.10」に、「6,048」を「6,160」に改める。

別表第2項の表中「108」を「110」に、「151」を「154」に、「108円」を「110円」に改める。

(鳥取市殿ダム周辺広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第32条 鳥取市殿ダム周辺広場の設置及び管理に関する条例（平成25年鳥取市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「100分の108」を「100分の110」に改める。

（鳥取市道路占用料徴収条例の一部改正）

第33条 鳥取市道路占用料徴収条例（昭和44年鳥取市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第7章 環境下水道部関係

（鳥取市下水道条例の一部改正）

第34条 鳥取市下水道条例（昭和37年鳥取市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項及び第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

（鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第35条 鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例（昭和61年鳥取市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項及び第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

（鳥取市污水合併処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第36条 鳥取市污水合併処理施設の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

（鳥取市浄化槽事業条例の一部改正）

第37条 鳥取市浄化槽事業条例（平成16年鳥取市条例第181号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号及び第2号中「100分の108」を「100分の110」

に改める。

第8章 教育委員会関係

(鳥取市立学校条例の一部改正)

第38条 鳥取市立学校条例(昭和39年鳥取市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「430円」を「440円」に改める。

(鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第39条 鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例(昭和48年鳥取市条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表第2項、第3項及び第6項から第8項までの表中「540円」を「550円」に改める。

(鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第40条 鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例(昭和53年鳥取市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「2,590円」を「2,640円」に、「2,480円」を「2,530円」に、「2,370円」を「2,420円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「1,830円」を「1,870円」に、「1,720円」を「1,760円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「860円」を「880円」に、「750円」を「770円」に、「640円」を「660円」に、「720円」を「730円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「夕食1,650円」を「夕食1,680円」に、「1,130円」を「1,150円」に改める。

別表第2項の表中「640円」を「660円」に、「430円」を「440円」に、「210円」を「220円」に改める。

別表第3項の表中「5,400円」を「5,500円」に、「810円」を「820円」に、「1,350円」を「1,370円」に改める。

別表第4項の表中「320円」を「330円」に、「210円」を「220円」に、「100円」を「110円」に改める。

(鳥取市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第41条 鳥取市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例(昭和53年鳥取市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「540円」を「550円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「720円」を「730円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「1時間につき270円で計算して得た額」を「1時間につき275円で計算して得た額」に改める。

(鳥取市東部研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第42条 鳥取市東部研修センターの設置及び管理に関する条例(昭和57年鳥取市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「540円」を「550円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「720円」を「730円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「1時間につき270円で計算して得た額」を「1時間につき275円で計算して得た額」に改める。

(鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第43条 鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例(昭和59年鳥取市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号の表及び別表第2第1項の表中「540円」を「550円」に改める。

(鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第44条 鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例(平成7年鳥取市条例第

3号)の一部を次のように改正する。

別表第2項の表中「9,900円」を「10,120円」に、「8,100円」を「8,200円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「29,100円」を「29,700円」に、「27,500円」を「28,000円」に、「25,900円」を「26,400円」に、「8,600円」を「8,800円」に改める。

(鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第45条 鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例(平成12年鳥取市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,350円」を「1,400円」に、「670円」を「700円」に、「330円」を「350円」に、「160円」を「170円」に改める。

(鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第46条 鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第120号)の一部を次のように改正する。

別表第1、別表第2及び別表第3中「540円」を「550円」に改める。

(鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第47条 鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第144号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「16,300円」を「16,500円」に、「4,500円」を「4,600円」に改める。

(鳥取市国府町土地区画整理記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第48条 鳥取市国府町土地区画整理記念館の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第146号)の一部を次のように改正する。

別表中「5,400円」を「5,500円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「3,780円」を「3,850円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「750円」を「770円」に改める。

(鳥取市佐治町会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第49条 鳥取市佐治町会館の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第148号)の一部を次のように改正する。

別表中「950円」を「960円」に、「1,370円」を「1,390円」に改める。

(鳥取市気高町ロッジ緑の郷の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第50条 鳥取市気高町ロッジ緑の郷の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第149号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「216円」を「220円」に、「162円」を「165円」に、「432円」を「440円」に、「324円」を「330円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「108円」を「110円」に、「54円」を「55円」に、「756円」を「770円」に改める。

別表第2項の表中「1,080円」を「1,100円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「216円」を「220円」に、「756円」を「770円」に、「162円」を「165円」に改める。

(鳥取市さじコスモスの館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第51条 鳥取市さじコスモスの館の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第215号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「5,600円」を「5,700円」に、「5,200円」を「5,300円」に、「4,900円」を「5,000円」に、「7,100円」を「7,200円」に、「6,500円」を「6,700円」に、「6,100円」を「6,200円」に、「4,500円」を「4,600円」に、「3,900円」を「4,000円」に改める。

別表第3項の表中「2,100円」を「2,200円」に改める。

(鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第52条 鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例(平成18年鳥取市条例

第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「380円」を「390円」に、「340円」を「350円」に、「1,830円」を「1,870円」に、「2,010円」を「2,050円」に改める。

別表第2第1項の表中「4,320円」を「4,400円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「11,880円」を「12,100円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「20,520円」を「20,900円」に、「24,840円」を「25,300円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「9,720円」を「9,900円」に、「14,040円」を「14,300円」に、「15,120円」を「15,400円」に、「23,760円」を「24,200円」に、「29,160円」を「29,700円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「18,360円」を「18,700円」に、「25,920円」を「26,400円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「7,560円」を「7,700円」に、「17,280円」を「17,600円」に、「21,600円」を「22,000円」に、「31,320円」を「31,900円」に、「38,880円」を「39,600円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「28,080円」を「28,600円」に、「41,040円」を「41,800円」に、「50,760円」を「51,700円」に、「60,480円」を「61,600円」に改める。

別表第2第2項の表中「1,620円」を「1,650円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「3,670円」を「3,740円」に、「4,750円」を「4,840円」に、「6,260円」を「6,380円」に、「540円」を「550円」に、「680円」を「690円」に、「1,180円」を「1,210円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「3,560円」を「3,630円」に、「640円」を「660円」に、「750円」を「770円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,290円」を「1,320円」に、「1,720円」を「1,760円」に、「2,370円」を「2,4

20円」に、「430円」を「440円」に、「860円」を「880円」に、「1,510円」を「1,540円」に、「320円」を「330円」に改める。

第9章 水道局関係

(鳥取市水道事業給水条例の一部改正)

第53条 鳥取市水道事業給水条例(昭和48年鳥取市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項、第24条第1項及び第25条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第31条第1項の表中「42,120円」を「42,900円」に、「117,720円」を「119,900円」に、「198,720円」を「202,400円」に、「615,600円」を「627,000円」に、「1,059,480円」を「1,079,100円」に、「2,871,720円」を「2,924,900円」に、「5,857,920円」を「5,966,400円」に改める。

附則第5項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(鳥取市工業用水道事業給水条例の一部改正)

第54条 鳥取市工業用水道事業給水条例(平成16年鳥取市条例第187号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第18条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(第34条から第37条まで、第53条及び第54条の規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例(以下「改正後のそれぞれの条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に納付すべきものについて適用

し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。

- 3 改正後のそれぞれの条例（第8条、第9条、第11条及び第29条の規定によるものを除く。）の施行の際現になされている使用、利用又は占用の許可等に係る使用料、利用料金若しくは占用料等及び施行日の前日までの使用、利用又は占用等により施行日以後に納付すべき義務が生じる使用料、利用料金若しくは占用料等については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（鳥取市下水道条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第34条の規定による改正後の鳥取市下水道条例の規定は、この条例の施行日以後に使用し、かつ、平成32年1月1日以後に認定する排除汚水量に係る使用料について適用し、施行日以後に使用し、かつ、平成32年1月1日前に認定した排除汚水量に係る使用料については、なお従前の例による。

（鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 第35条の規定による改正後の鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後に使用し、かつ、平成32年1月1日以後に認定する排除汚水量に係る使用料について適用し、施行日以後に使用し、かつ、平成32年1月1日前に認定した排除汚水量に係る使用料については、なお従前の例による。

（鳥取市污水合併処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 第36条の規定による改正後の鳥取市污水合併処理施設の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後に使用し、かつ、平成32年1月1日以後に認定する排除汚水量に係る使用料について適用し、施行日以後に使用し、かつ、平成32年1月1日前に認定した排除汚水量に係る使用料については、なお従前の例による。

（鳥取市浄化槽事業条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 第37条の規定による改正後の鳥取市浄化槽事業条例の規定は、施行日以後に使用し、かつ、平成32年1月1日以後に認定する排除汚水量に係る使用料について適用し、施行日以後に使用し、かつ、平成32年1月1日前に認定した排除汚水量に係る使用料については、なお従前の例による。

(鳥取市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 第53条の規定による改正後の鳥取市水道事業給水条例第24条及び附則第5項の規定は、施行日以後最初の定例日後（施行日以後最初の定例日に、水道の使用の承認を受け、かつ、使用をやめた場合にあっては、同日）に計量した使用水量により算定する料金について適用し、施行日以後最初の定例日以前に計量した使用水量により算定する料金については、なお従前の例による。

(鳥取市工業用水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 第54条の規定による改正後の鳥取市工業用水道事業給水条例第18条第2項の規定は、施行日以後の定例日後に計量した使用水量により算定する料金について適用し、施行日以後最初の定例日以前に計量した使用水量により算定する料金については、なお従前の例による。